

## 令和7年第6回中間市議会定例会会期日程

(会 期 11月25日～12月11日：17日間)

月 日	曜	本 会 議	委員会	審 査 事 項
11月25日	火	開 議 午前10時		1. 会期の決定 2. 同意案第4号 3. 諮問第1号 4. 承認第4号 5. 第53号議案～第78号議案 ┌ 議案上程・提案理由説明 ┐ └ 質疑・討論・採決           ┘
11月26日	水	休 会		
11月27日	木	開 議 午前10時		1. 一般質問
11月28日	金	開 議 午前10時		1. 一般質問 2. 承認第4号 3. 第54号議案 4. 第56号議案・第57号議案 5. 第61号議案～第78号議案 [ 質疑・討論・採決・委員会付託 ]
11月29日	土	休 会		
11月30日	日	休 会		
12月 1日	月	休 会	委員会	
12月 2日	火	休 会	委員会	
12月 3日	水	休 会	委員会	
12月 4日	木	休 会	委員会	
12月 5日	金	休 会	委員会	
12月 6日	土	休 会		
12月 7日	日	休 会		
12月 8日	月	休 会		
12月 9日	火	休 会		
12月10日	水	休 会		
12月11日	木	開 議 午前10時	委員会	1. 第54号議案 2. 第56号議案・第57号議案 3. 第61号議案～第79号議案 ┌ 議案上程・提案理由説明・委員会付託 ┐ └ 委員長報告・質疑・討論・採決       ┘



## 諸 般 の 報 告

第6回中間市議会定例会

令和7年11月25日

(報告書の受領)

1. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書を、令和7年10月10日付で教育長から受領した。
2. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を令和7年9月5日、10日、22日、29日、10月8日、16日、21日、11月10日、17日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

### 記

- |                       |            |
|-----------------------|------------|
| (1) 令和7年度一般会計及び特別会計等  | 令和7年5月～8月分 |
| (2) 令和7年度中間市水道事業会計    | 令和7年5月～8月分 |
| (3) 令和7年度中間市公共下水道事業会計 | 令和7年5月～9月分 |

3. 地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査結果報告書を、令和7年10月14日付で監査委員から下記のとおり受領した。

### 記

- |         |       |
|---------|-------|
| (1) 課税課 | 令和3年度 |
|         | 令和4年度 |
|         | 令和5年度 |
|         | 令和6年度 |



議事日程(第1号)

令和7年11月25日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 同意案第4号 教育委員会委員の任命について  
(日程第2 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について  
(日程第3 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 4 第53号議案 令和7年度中間市一般会計補正予算(第7号)
- 日程第 5 第55号議案 令和7年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算(第3号)
- 日程第 6 第58号議案 令和7年度中間市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 7 第59号議案 令和7年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)  
(日程第4～日程第7 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 8 第60号議案 中間市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
(日程第8 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 9 承認第4号 専決処分を報告し、承認を求めることについて  
(和解することについて)  
(日程第9 提案理由説明)
- 日程第10 第54号議案 令和7年度中間市一般会計補正予算(第8号)
- 日程第11 第56号議案 令和7年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算(第4号)
- 日程第12 第57号議案 令和7年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算(第2号)  
(日程第10～日程第12 提案理由説明)
- 日程第13 第61号議案 中間市一般職職員の給与に関する条例及び中間市一般職職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 第62号議案 中間市特別会計設置条例の一部を改正する条例
- 日程第15 第63号議案 中間市手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第16 第64号議案 中間市市立保育所設置条例の一部を改正する条例
- 日程第17 第65号議案 中間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に

- 関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第18 第66号議案 中間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第19 第67号議案 中間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第20 第68号議案 中間市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 第69号議案 中間市人権教育啓発審議会設置条例の一部を改正する条例
- 日程第22 第70号議案 中間市下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第23 第71号議案 中間市火災予防条例の一部を改正する条例
- 日程第24 第72号議案 中間市水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第25 第73号議案 中間市布設工事監督員の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第26 第74号議案 中間市災害派遣手当等の支給に関する条例  
(日程第13～日程第26 提案理由説明)
- 日程第27 第75号議案 中間市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
(日程第27 提案理由説明)
- 日程第28 第76号議案 公の施設の指定管理者の指定について(中間市チャレンジシヨップ)  
(日程第28 提案理由説明)
- 日程第29 第77号議案 中間市行橋市競艇組合格約の変更について  
(日程第29 提案理由説明)
- 日程第30 第78号議案 福岡県田川地区消防組合と中間市との間における消防通信指令事務の委託に関する規約の制定における協議について  
(日程第30 提案理由説明)
- 日程第31 会議録署名議員の指名

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員(16名)

1番	植本 種實君	2番	堀田 克也君
3番	小林 信一君	4番	田口 善大君

5番	原 舞君	6番	森上 晋平君
7番	田口 澄雄君	8番	掛田るみ子君
9番	阿部伊知雄君	10番	原口 佳三君
11番	迫田 隆太君	12番	大和 永治君
13番	柴田 広辞君	14番	大村 秀三君
15番	下川 俊秀君	16番	中野 勝寛君

---

欠席議員（0名）

---

欠 員（0名）

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	……………	福田 浩君	副市長	……………	田代 謙介君
教育長	……………	蔵元 洋一君	総務部長	……………	後藤 謙治君
総務部参事	……………	持田 将一君	未来創造部長	……………	井上 篤君
未来創造部参事	……………	熊谷憲一郎君	市民部長	……………	志垣 憲一君
保健福祉部長	……………	冷牟田 均君	保健福祉部参事	……………	岩切 伸一君
教育部長	……………	清水 秀一君	建設産業部長	……………	白石 和也君
環境上下水道部長	……………			……………	亀井 誠君
消防長	……………	波多野暢俊君	総務課長	……………	久野 朋博君
安全安心まちづくり課長	……………			……………	友廣 慎也君
こども未来課長	……………	松原 邦加君	介護保険課長	……………	向 貴幸君
医療保険課長	……………	八汐 雄樹君	市民課長	……………	江藤 哲君
人権男女共同参画課長	……………			……………	石井 浩司君
上水道課長	……………	原口 憲一君	消防総務課長	……………	安永 秋徳君

事務局出席職員職氏名

事務局長	北原 鉄也君	書 記	熊谷 浩二君
書 記	山本 和美君	書 記	黒川美寿穂君

---



午前 10 時 00 分開会

○議長（中野 勝寛君）

おはようございます。ただいまの出席議員は 16 名で、定足数に達しております。これより、令和 7 年第 6 回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

この際、日程に入ります前に、諸般の報告を行います。報告事項は、お手元に配付しております。朗読は、省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は、省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

---

### 日程第 1. 会期の決定

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から 12 月 11 日までの 17 日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は 17 日間と決定いたしました。

---

### 日程第 2. 同意案第 4 号

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第 2、同意案第 4 号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

同意案第 4 号、教育委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

本市の教育委員会委員であります衛藤修身氏の任期が本年 12 月 31 日で満了となりますことから、後任の委員といたしまして、人格が高潔で教育に関し識見を有しておられます田中健一郎氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、同意をいただいた場合の田中氏の任期につきましては、令和 8 年 1 月 1 日から令和 11 年 12 月 31 日までの 4 年間となるものでございます。ご同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第4号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、同意案第4号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

討論なしと認めます。

これより、同意案第4号、教育委員会委員の任命についてを採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本案に同意することについて賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

（賛成・反対ボタンにより電子表決）

○議長（中野 勝寛君）

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

全員賛成であります。よって、同意案第4号は、これに同意することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時02分休憩

.....

午前10時04分再開

○議長（中野 勝寛君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

### 日程第3、諮問第1号

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第3、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

本市の人権擁護委員であります有馬周子氏の任期が来年6月30日をもって満了となり

ます。

つきましては、法務大臣から福岡法務局長を通じ、後任候補者の推薦依頼がございましたので、基本的人権の擁護という広範かつ重要な活動に熱意を持って取り組んでおられ、福岡県人権擁護委員連合会の理事等を長年務め人望の厚い同氏を引き続き候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

なお、有馬氏の任期につきましては、令和8年7月1日から令和11年6月30日までの3年間の予定でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、諮問第1号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

討論なしと認めます。

これより、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。この採決は電子表決により行います。

候補者を適任と認めることについて賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

（賛成・反対ボタンにより電子表決）

○議長（中野 勝寛君）

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

全員賛成であります。よって、諮問第1号は、適任と認めることに決しました。

---

日程第4. 第53号議案

日程第5. 第55号議案

## 日程第6. 第58号議案

## 日程第7. 第59号議案

### ○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第4、第53号議案、日程第5、第55号議案、日程第6、第58号議案及び日程第7、第59号議案の令和7年度各会計補正予算4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

### ○市長（福田 浩君）

第53号議案、令和7年度中間市一般会計補正予算（第7号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、後ほど第60号議案として人事院勧告に基づく給与改定等を内容とする中間市一般職職員の給与に関する条例の改正をご提案することといたしておりますが、これに伴い速やかに人件費を補正する必要があることから、その他の経費とは別に補正予算を調製し、第54号議案に先立ちご提案するものでございます。

それでは、補正の内容について、ご説明申し上げます。

歳出につきまして、人件費におきましては、職員人件費及び会計年度任用職員人件費を総額1億9,730万円計上いたしております。

扶助費におきましては、職員に対する児童手当を610万円計上いたしております。

積立金におきましては、財源調整のため財政調整基金積立金を2億760万円減額いたしております。

繰出金におきましては、特別会計における人件費の補正に伴い特別会計国民健康保険事業繰出金を230万円減額し、後期高齢者医療特別会計繰出金を150万円、介護保険事業特別会計繰出金を640万円それぞれ増額いたしております。

次に、歳入につきましては、国庫支出金において、マイナンバーカード交付事務補助金をはじめとした人件費の増額補正に対応した財源として合計140万円を計上いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ148万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ203億3,221万円とするものでございます。

次に、第55号議案、令和7年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、先ほどご提案いたしました一般会計の補正予算と同様に、給与改定等による人件費の補正について、別に補正予算を調製したものでございます。

歳出の内容といたしましては、一般管理費におきまして、人事院勧告に基づく給与改定、職員の育児休業の取得や人事異動により職員人件費を600万円減額いたしております。

また、賦課徴税费におきまして、予算の不足が見込まれることから、職員の人件費を2

80万円、会計年度任用職員の人件費を80万円それぞれ増額いたしております。

次に、歳入の内容といたしましては、人件費の補正に伴い、一般会計からの繰入金を整正する必要があることから、職員給与費等繰入金を230万円減額いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ231万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ51億8,675万6,000円とするものでございます。

次に、第58号議案、令和7年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

まず、保険事業勘定の歳出といたしましては、総務費における職員人件費といたしまして、一般職職員給料を180万円、職員手当等を300万円、共済費を50万円、会計年度任用職員の報酬等を80万円増額いたしております。また、地域支援事業費における職員人件費といたしまして、一般職職員給料を50万円、職員手当等を100万円増額いたしております。

次に、保険事業勘定の歳入といたしましては、歳出予算増額に伴い、国庫支出金を50万円、県支出金を20万円、繰入金を640万円、前年度繰越金を30万円追加いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ768万6,000円を追加し、介護サービス事業勘定を加えた予算の総額を歳入歳出それぞれ51億6,295万1,000円とするものでございます。

次に、第59号議案、令和7年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出の内容といたしましては、給与改定に伴い、職員人件費を総額150万円増額いたしております。

次に、歳入の内容といたしましては、職員人件費の増額に伴い、一般会計からの事務費繰入金を150万円増額いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ150万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,277万9,000円とするものでございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております補正予算4件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、補正予算4件については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

討論なしと認めます。

これより、第53号議案、第55号議案、第58号議案及び第59号議案の令和7年度各会計補正予算4件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、第53号議案、令和7年度中間市一般会計補正予算(第7号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第53号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第55号議案、令和7年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算(第3号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第55号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第58号議案、令和7年度中間市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第58号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第59号議案、令和7年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第59号議案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第8. 第60号議案

### ○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第8、第60号議案、中間市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

### ○市長（福田 浩君）

第60号議案、中間市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、令和7年度の人事院勧告等に基づき、国の給与制度との均衡を図るため、給料及び諸手当の見直しを行うものでございます。

まず、給料表の給料月額につきましては、人材確保の観点等を踏まえ、昨年に引き続き若年層の職員に重点を置きつつ、中堅層以上の職員に対しても昨年を大幅に上回る見直しを行うことにより、給与水準を平均3.62%引き上げるものでございます。また、職務の級が4級以上であるものの号給において、国の給料表との均衡を図るため、号給数の整理を行うものでございます。

次に、期末勤勉手当につきましては、0.05か月分を引き上げ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分するものでございます。

次に、通勤手当につきましては、民間の支給状況等を踏まえ、自動車等の使用者に支給する通勤手当額の算定基礎となる距離区分につきましては、100キロメートルを上限として段階的な距離区分を新設するとともに、現行の距離区分につきましても200円から7,100円までの幅で支給額の引上げを行うものでございます。

次に、住居手当につきましては、国の制度との均衡を図るため、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げるとともに、手当額の上限を1,000円引き上げるものでございます。

最後に、地域手当につきましては、急激な変動を緩和するため、令和7年度から令和9年度までをかけて2%から4%まで段階的に支給割合を引き上げることとしておりましたが、本年の人事院勧告で示された級地別支給割合に当てはめ、令和8年4月1日から4%の額を支給できるように見直すものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、原則として令和7年12月1日とし、給料表に係る号給数の整理並びに通勤手当の距離区分の新設及び住居手当に係る改正は令和8年4月1日から施行することといたしております。

また、給料表の給料月額及び通勤手当の支給額の引上げに係る改正を令和7年4月1日

から適用するための遡及適用の規定を併せて設けております。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第60号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第60号議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

討論なしと認めます。

これより、第60号議案、中間市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第60号議案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 承認第4号

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第9、承認第4号、専決処分を報告し、承認を求めることについて（和解することについて）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

承認第4号、専決処分を報告し、承認を求めることについて（和解することについて）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分といたしましたので、ご報告申し上げます。

本年6月12日午後7時37分頃、本市が管理する筑豊中間駅前市民トイレを本市在住の男性が損壊させる事件が発生しました。この事件では、同施設の男性用トイレ及び女性用トイレにそれぞれ設置された洋式便器が焼損し、及び内壁が汚損したことにより、本市に49万9,422円の損害が生じました。

本件につきましては、刑事事件であることを踏まえ、相手方との交渉を行いましたところ、相手方本人の謝罪及び反省並びに損害賠償の意志が示されたことから、和解することといたしました。和解に当たりましては、相手方が賠償すべき金額が比較的高額であることや刑事事件としての側面を有することから、これらの取扱いを確定し、紛争を早期に解決する必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、相手方と先月31日付けで和解することにつきまして、専決処分といたしました。

和解の概要といたしましては、本市の損害額49万9,422円の全額を相手方が賠償すべき額と認め、今年度の各月に分割の上、本市に直接支払うこととするものでございます。

つきましては、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めらるものでございます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております承認第4号に対する質疑は、11月28日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

日程第10. 第54号議案

日程第11. 第56号議案

日程第12. 第57号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第10、第54号議案、日程第11、第56号議案及び日程第12、第57号議案の令和7年度各会計補正予算3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第54号議案、令和7年度中間市一般会計補正予算（第8号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正の主な内容について、まず歳出からご説明いたします。

歳出の主なものにつきましては、総務費におきまして、まず、旧曙下水処理場の跡地の今後の活用に向け、アスファルト整備を行う工事費について、令和7年度分として790万円を計上するとともに、令和8年度分として1,190万円の債務負担行為限度額を設定いたしております。次に、現在解体が完了しております旧中央公民館の跡地につきまし

ても、今後の活用のためのアスファルト整備を行う工事費について、令和7年度分として580万円を計上するとともに、令和8年度分として870万円の債務負担行為限度額を設定いたしております。また、令和7年度の歳出予算に計上はございませんが、令和7年度から令和8年度までの事業として、旧子育て支援センター建物解体事業については限度額7,600万円を、市庁舎本館4階議場の空調の故障に対応する抜本的な改修事業については限度額1,740万円をそれぞれ債務負担行為に計上いたしております。

次に、9月定例会において議決をいただきました市民会館の非常用発電機更新事業及びカーペット改修事業につきまして、年度内の施工が完了しない見込みであるため、それぞれ繰越明許費を設定しております。

また、事業の財源調整やこの後民生費にてご説明いたします住宅新築資金等特別会計繰出金との調整のため、財政調整基金積立金を合計4億8,960万円減額いたしております。そのほか、各種補助金の前年度分精算に伴う返還金について、合計4,390万円を計上いたしております。

民生費におきましては、この後第57号議案及び第62号議案でご説明いたしますとおり、住宅新築資金等特別会計を令和7年度末で閉鎖することに伴い、同会計の累積赤字を補填するため、住宅新築資金等特別会計繰出金3億1,720万円を計上いたしております。また、各種給付費の支出が増加する見込みであることから、障がい者福祉に係る各種扶助費を2億6,390万円、私立保育所等への各種施設型給付費を1億6,340万円、児童扶養手当給付費を3,460万円、それぞれ計上いたしております。

教育費におきましては、まず、市内小中学校屋内運動場における酷暑対策として空調を整備するための実施設計費用について、令和7年度から令和8年度までの継続費として設定の上、小学校6校分総額2,190万円、中学校4校分総額1,550万円を計上いたしております。次に、小中学校の老朽化した受変電施設を整備する事業費について、令和7年度から令和8年度までの継続費を設定の上、小学校2校分総額3,700万円、中学校1校分総額2,010万円を計上いたしております。また、指定避難所でもある体育文化センターについて、同施設の環境を整備するため、故障した空調を改修する工事費について、令和7年度から令和8年度までの継続費を設定の上、総額2億6,400万円を計上いたしております。そして、経年劣化による天井部の漏水への抜本的な改修を行うための屋上改修工事費について、令和7年度から令和8年度までの継続費を設定の上、総額3,230万円を計上いたしております。

次に、歳入の主なものにつきましては、国庫支出金におきまして、障害者自立支援給付費負担金をはじめとした障がい者福祉に係る扶助費への負担金を合計1億3,190万円、保育所施設型給付金をはじめとした私立保育所等への施設型給付費への負担金を合計8,170万円、小中学校屋内運動場空調整備事業に係る財源として空調設備整備臨時特例交

付金を合計930万円それぞれ計上いたしております。

県支出金におきましては、障害者自立支援給付費負担金をはじめとした障がい者福祉に係る扶助費への負担金を合計6,590万円、保育所施設型給付金をはじめとした私立保育所等への施設型給付費への負担金等を合計4,270万円それぞれ計上いたしております。

諸収入におきましては、令和6年度後期高齢者医療市町村療養給付費負担金の実績確定に伴う返還金を4,590万円計上いたしております。

市債におきましては、体育文化センター防水改修事業に1,490万円、体育文化センター空調設備改修事業に1億3,560万円、小中学校受変電設備更新事業に2,140万円、小中学校屋内運動場空調設備設置事業に700万円を計上いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ5億9,747万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ209億2,968万円とするものでございます。

次に、第56号議案、令和7年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

歳出の内容といたしましては、対象者数の増加により、療養費を210万円、国民健康保険税の過年度分の還付金を80万円それぞれ増額いたしております。また、令和6年度に交付を受けております福岡県国民健康保険普通交付金の額の確定に伴い、過大交付分の返還金を9,790万円増額いたしております。

次に、歳入の内容といたしましては、先ほどご説明申し上げました療養費に対して交付される県補助金を210万円、令和6年度に交付を受けております特定健康診査等負担金が事業費の確定に伴い追加交付されることから、県補助金を190万円それぞれ増額いたしております。また、歳出の増額に合わせて財源を調整する必要があることから、歳入欠かん補填収入を9,680万円増額いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ1億96万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ52億8,772万5,000円とするものでございます。

次に、第57号議案、令和7年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

中間市住宅新築資金等貸付事業は、住環境の改善が必要な地域を対象とし、国の施策に基づき住宅の新築及び改修や宅地取得のために必要な資金を貸し付けたものであり、昭和41年度から昭和62年度までに合計740件を貸し付け、元金と利子を含む17億9,004万7,240円が償還対象となりました。

この事業は、市町村が金融機関から借り入れた資金を低金利で借受人に貸し付け、金利の差額は国庫補助等で補填されるかたちで行われ、貸付金の運用とともに昭和42年度から起債償還に伴い、昭和56年度以降は歳入予算が不足し赤字となりました。このため、

昭和57年度予算から、地方自治法施行令第166条の2の規定による翌年度歳入の繰上  
充用により赤字相当分の額を補填し、収支改善に努めてまいりました。その後、平成23  
年度中に起債償還を終え、同年度中に未償還額全額の納期が到来し、平成24年度以降は  
滞納分の回収業務に専念することとなり、また、法令に基づく措置を適宜講じ、さらに福  
岡県住宅新築資金等償還推進助成事業費補助金を活用しながら、分納による債権回収に努  
めております。

ここ3年間の当初予算額につきましては、令和5年度は132万6,000円、令和6  
年度は63万9,000円、令和7年度は73万9,000円となっております。10月  
時点の令和7年度の決算見込みといたしましては、平成20年度には6億1,625万8,  
099円でありました赤字債権額が3億1,729万2,956円となり、債務は残り1  
3件で2,107万2,034円と推定いたしております。債務件数とともに歳入予算が  
減少傾向にあることから、中間市住宅新築資金等特別会計を令和7年度内で閉鎖し、一般  
会計に統合する場合、一般会計からの繰入れにより、赤字債権額相当分の額を精算する必  
要があります。今回の補正予算は、歳出予算を上乗せ計上する訳ではなく、貸付金元利収  
入の予算現額を減額調整し、本年度末決算により最終確定される一般会計繰入金に相殺す  
るといった歳入内訳を調整するものでございます。

補正予算の内容といたしましては、歳入につきまして、他会計繰入金におきまして一般  
会計繰入金3億1,720万円を計上するとともに、貸付金元利収入におきまして同額を  
減額いたしております。

以上により、予算の総額につきましては補正前と変わらず、歳入歳出それぞれ3億1,  
866万4,000円とするものでございます。

また、特別会計の閉鎖後におきましても、安易に債権放棄は行わず、一般会計において  
未収債権の回収に鋭意取り組んでまいります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げま  
す。

#### ○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております補正予算3件に対する質疑は、11月28日の本会議で  
行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

日程第13. 第61号議案

日程第14. 第62号議案

日程第15. 第63号議案

日程第16. 第64号議案

日程第17. 第65号議案

日程第18. 第66号議案

日程第19. 第67号議案

日程第20. 第68号議案

日程第21. 第69号議案

日程第22. 第70号議案

日程第23. 第71号議案

日程第24. 第72号議案

日程第25. 第73号議案

日程第26. 第74号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第13、第61号議案から日程第26、第74号議案までの条例改正14件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第61号議案、中間市一般職職員の給与に関する条例及び中間市一般職職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、人事異動等により職員が赴任をする際の経済的負担の軽減を図るとともに、職員の生活の安定及び円滑な赴任を支援し、公務の適正な運営に資することを目的とするため、関係条例において新たに旅費の支給項目及び給与からの控除項目を設けるほか、現行規定等の整備を行うものでございます。

条例の主な改正内容といたしまして、まず、中間市一般職職員の給与に関する条例におきましては、赴任があった場合の職員の住居に係る取扱いとして、給与から控除することができる項目に、職員を入居させるための住宅その他の施設であって市が提供するものの入居料その他の当該施設の利用の対価の金額を加えるものでございます。

また、中間市一般職職員の旅費に関する条例におきましては、職員が赴任として職務上旅行をする場合に旅費を支給することができるよう、新たに規定を設けるものでございます。具体的には、国家公務員に係る法令の規定を踏まえ、旅費として移転料、着後手当及び扶養親族移転料を支給することとし、これらの額や計算方法等について規定するものでございます。併せて、実態に即した旅費制度とするため、用字用語の整理その他所要の改正を行うものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日といたしております。

次に、第62号議案、中間市特別会計設置条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

この条例改正は、中間市住宅新築資金等特別会計の閉鎖を行うものでございます。当該特別会計につきましては、住宅新築資金等貸付金運用に要した起債償還が完了し、また、

貸付金の未償還額の全てに納期が到来した平成23年度に閉鎖を検討いたしました。貸付事業の開始当初に特別会計を設置した目的である貸付金の経理の明確化を図るためには、引き続き特別会計を設置する必要があったことから、閉鎖を見送った経緯があります。

債権回収には高度な専門知識を必要とし、平成15年度から弁護士に相談業務等を委託し、法的措置を講じるとともに、平成16年度に創設されました福岡県住宅新築資金等償還推進助成事業費補助金の交付対象となるよう、真摯に償還事務に取り組み続けております。さらに、平成26年度には中間市債権管理条例が施行され、適切な債権放棄が進んだことに加え、少額ずつでも分納による債権回収に取り組み続けたことにより、予算縮小の傾向にあります。

県内で貸付事業を実施しました他の44市町村の当該特別会計に係る動向といたしましては、本年9月時点では、23市町がおおむね起債償還の完了時に閉鎖済み、1町が令和7年度閉鎖予定であり、20市町村が閉鎖未定となっております。このたび、これまでの経過や関係者の意見を踏まえ、令和7年度末をもって中間市住宅新築資金等特別会計を閉鎖し、一般会計に統合する目途が立ちましたことから、中間市特別会計設置条例第1条に規定された3つの特別会計のうち、中間市住宅新築資金等特別会計に係る規定を削除するものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、令和8年4月1日といたしております。

次に、第63号議案、中間市手数料条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、市民課窓口における市民サービスの更なる向上を目的とするものでございます。市民課窓口におきましては、各種証明書の発行業務に加え、いわゆるマイナンバーカードやこれに記録される電子証明書の更新などマイナンバーカードに係る事務業務も行っており、同カードの利用者数の増加に伴って市民課窓口の利用者数も増加傾向にあります。

本市におきましては、市民課窓口で交付する証明書の一部について、幅広い時間帯で、また、コンビニエンスストア等で交付を受けられる、いわゆるコンビニ交付を実施しております。コンビニ交付につきましては、福岡県内60自治体のうち55自治体を実施しており、そのうち33自治体において、コンビニ交付により交付する証明書の一部に係る手数料について、通常よりも安価な手数料が定められております。市民課窓口の混雑の緩和を図るためには、コンビニ交付の利用を更に進め、証明書の交付に係る利用者の分散を促す必要があると判断いたしましたことから、コンビニ交付の利用を推奨するための施策として、証明書の交付について、市民課窓口を利用した場合よりも安価な手数料を定めることとするものでございます。

条例改正の内容といたしましては、住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証

明書、所得証明書、課税証明書及び所得課税証明書の交付を受ける場合の手数料につきまして、通常の場合の300円を維持しつつ、コンビニ交付による場合には200円とする規定を新たに設けるものでございます。これによりまして、利便性の高いコンビニ交付がその費用面でも更に利用しやすくなるとともに、市民課窓口の混雑が緩和されることとなり、総じて市民サービスの向上につながるものと考えております。

なお、条例の施行日につきましては、令和8年4月1日といたしております。また、期間につきましては、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの予定といたしております。

次に、第64号議案、中間市市立保育所設置条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、令和8年4月1日から全国の自治体において乳児等通園支援事業、いわゆる「こども誰でも通園制度」の実施が義務付けられたことに伴い、市立さくら保育園において、同日からこども誰でも通園制度を行うことに伴うものでございます。

条例改正の内容といたしましては、対象児童がさくら保育園で行われるこども誰でも通園制度による給付を受けた場合に、市長が当該対象児童の保護者から徴収する保育料の取扱いについて定めるものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、令和8年4月1日といたしております。

次に、第65号議案、中間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、児童福祉法等の一部改正に伴い、市町村が特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について条例で定める際の基準となる内閣府令が改正されたことに伴うものでございます。

条例の主な改正内容といたしましては、条例で引用している児童福祉法第33条の10の規定につきまして、その構造が改められたことにより、同条を示す記述を見直す必要が生じたことから、これを改めるものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日といたしております。

次に、第66号議案、中間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、児童福祉法等の一部改正に伴い、市町村が家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について条例を定める際の基準となる内閣府令が改正されたことに伴うものでございます。

条例改正の内容といたしましては、家庭的保育者等につきまして、内閣府令において、地域限定保育士を保育士に含めることとされましたことから、これと同様の改正を行うものでございます。

また、条例で引用している児童福祉法第33条の10の規定につきまして、その構造が改められたことにより、同条を示す記述を見直す必要が生じたことから、これを改めるものでございます。さらに、乳幼児健康診査について、その内容が保育所等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができるよう改めるものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日といたしております。

次に、第67号議案、中間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、児童福祉法等の一部改正に伴い、市町村が放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について条例を定める際の基準となる内閣府令が改正されたことに伴うものでございます。

条例改正の内容といたしましては、放課後児童健全育成事業所に配置すべきこととされている放課後児童支援員の資格要件につきまして、内閣府令において、地域限定保育士を保育士に含めることとされましたことから、これと同様の改正を行うものでございます。また、条例で引用している児童福祉法第33条の10の規定につきまして、その構造が改められたことにより、同条を示す記述を見直す必要が生じたことから、これを改めるものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日といたしております。

次に、第68号議案、中間市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

人権問題は、社会情勢の変化に伴って年々複雑化・多様化し続けております。国におきましては、かかる事情に対応するため、平成28年6月3日に本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律が施行されたほか、令和5年4月1日にこども基本法、同年6月23日に性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律、令和6年4月1日に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律、令和7年4月1日に特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律が次々と施行され、人権問題への取組が適宜見直されております。

本市におきましては、第3次中間市人権教育・啓発に関する基本計画の計画期間が終了することから、その趣旨を踏襲しつつ、新たな課題と向き合い、人権教育・啓発施策を総合的かつ計画的に推進するため、本年3月に第4次中間市人権教育・啓発に関する基本計画を策定いたしました。また、個別の施策といたしまして、本年4月1日には中間市パートナーシップ宣誓制度実施要綱を施行し、同日付けで福岡県と連携協定を締結の上、同制度導入自治体による全国的な組織のパートナーシップ制度自治体間ネットワークに加入し、

相談受入れ体制の整備を行うなど、新たな課題への取組にも努めております。しかしながら、人権問題の中でも根幹的な位置を占める差別問題について本市の理念を定める中間市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例につきましては、平成31年3月に題名の改正を含む一部の改正を行って以降、6年以上その見直しが行われておりません。

今回の条例改正は、条例の趣旨を維持しつつ、第4次中間市人権教育・啓発に関する基本計画との整合を図るものであり、新たに人権問題として顕在化した項目を明文として規定することにより、その重要性を強調し、認識を高めるものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日といたしております。

次に、第69号議案、中間市人権教育啓発審議会設置条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

中間市人権教育啓発審議会は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第5条の規定に基づき、様々な人権問題に対する人権教育啓発の指針となる中間市人権教育・啓発に関する基本計画を策定することなどを目的に設置・運営しており、平成22年の第1次、平成24年の第2次、令和2年の第3次及び本年3月の第4次基本計画の策定のための計画案の練り上げに限らず、策定後の計画及び施策実施の点検や評価にも関与しております。めまぐるしく変化する社会情勢を背景に、第4次基本計画策定までの令和5年度から令和6年度までにかけて、多岐にわたる議論を行っていただいた中で、審議会の委員から会議の効率化について意見があり、書面会議や計画書の編集部会といった新たな取組を試行いたしました結果、より効率的な運営を行うことができました。審議会の体制及び運営については、平成21年3月以降、16年以上にわたり見直しが行われておりませんでした。これらの対応は一時的なものではなく、今後も会議運営を円滑に進めることのために必要と思料されましたことから、条例を改正することといたしました。

条例の改正内容といたしましては、当審議会の趣旨を明確に後世へ引き継ぎたく、審議会の名称を中間市人権施策審議会に改めるとともに、これに合わせて条例名を中間市人権施策審議会条例に改めております。また、会議の運営方法につきまして、書面会議と部会に関する規定の追加等を行っております。さらには、審議会の名称変更に伴い中間市特別職職員の給与等に関する条例の該当箇所を改めております。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日といたしております。

次に、第70号議案、中間市下水道条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

現在、本市の下水道条例におきましては、市内での排水設備等の新設改良工事などを行う場合には、本市が指定する工事店でなければ工事を行ってはならないと規定しております。議員の皆さまもご存じのとおり、昨年1月に発生しました能登半島地震では、多くの

家屋で排水設備等が破損し、また、排水設備の指定工事店も被災したことにより、被災した自治体では、復旧工事を行うことができる指定工事店が不足し、これによって被災地の復旧が遅れるということになりました。これを踏まえまして、地震や近年頻発しているゲリラ豪雨などにより、本市が被災するような場合に備えまして、災害時など、非常の場合においては、他の市町村長の指定を受けた排水設備の工事店であっても、中間市内での排水設備等の復旧工事を行うことができるように条例を改正するものであります。

また、現在の下水道条例においては、指定工事店の営業所ごとに排水設備工事の責任技術者を専属させるよう義務付けておりましたが、国のデジタル原則に照らした規制の一括見直しプランの趣旨を踏まえまして、福岡県内にある営業所の責任技術者と兼任することを認めることとするため、本条例を改正するものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、令和8年1月1日とするものでございます。

次に、第71号議案、中間市火災予防条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、本年2月に発生した大船渡市林野火災を受けて、消防組織法第37条の規定に基づき、消防庁長官から、各地方自治体が定めている火災予防条例の一部改正に係る助言が発出されたことに伴うものでございます。

条例改正の主な内容といたしましては、気象状況が林野火災の予防上注意を要すると認める場合に、市長が林野火災注意報を発令できることとし、当該注意報が発せられた場合の火の使用の制限に係る市民の努力義務と、市長によるその対象地域の指定を可能とする規定を新たに設けるものでございます。また、林野火災の発生の危険性を勘案して火災の警報を発令した場合に、所定の火の使用制限の対象となる区域を指定することができるものとするものでございます。これらの規定により、林野火災の危険性が高まる状況下における迅速かつ的確な注意喚起や火の使用制限が可能となり、林野火災の予防体制の強化が図られますことから、市民の生命、身体及び財産の保護並びに地域の安全確保に資するものと思料いたしております。

なお、不明確な表記となっている火災予防に係る各行為の主体について、明確な表記に統一する等の用字用語の見直しも併せて行っております。また、条例の施行日につきましては、消防庁長官の助言を踏まえ、令和8年1月1日といたしております。

次に、第72号議案、中間市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、災害その他非常の場合における給水装置工事の施行に係る取扱いの見直しを行うものでございます。給水装置工事につきましては、その適正性を確保するため、当該工事を行う地域の水道事業者やその指定を受けた者のみが施行することができる、いわゆる指定給水装置工事事業者制度が全国的かつ一般的に実施されており、本市におき

ましても、同様の取扱いとするよう条例で規定されております。

令和6年1月に発生いたしました能登半島地震では、多くの家屋で給水配管が破損し、また、当該地域の指定給水装置工事事業者も被災したことにより、指定給水装置工事事業者制度を実施している被災地の自治体では、給水装置工事を行うことができる事業者が不足し、復旧が遅れる一因となりました。これを受けて、国土交通大臣から災害その他非常の場合にあって、地元の給水装置工事事業者の確保が困難となると判断されるときは、他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事の実施を可能にする旨の助言が各地方自治体に向けて発出されました。

改正の内容といたしましては、当該助言の内容と同様に、他の水道事業者から給水装置工事に係る指定を受けたものについて、災害などの非常時には、例外的に市内で給水装置工事を行うことができるようにするものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、令和8年1月1日といたしております。

次に、第73号議案、中間市布設工事監督員の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、水道法施行令で規定されている布設工事の技術上の監督業務を行う布設工事監督員及び水道技術管理者の資格について、地方公共団体が条例を定める際に参酌すべき基準が改められ、令和7年4月1日に施行されたことに伴うものでございます。

水道法施行令におきましては、布設工事監督員及び水道技術管理者の資格基準である学歴及び学科要件につきましては、従前から対象とされている土木工学に加え、機械工学や電気工学を対象とするよう見直されております。また、布設工事監督員の資格基準である実務経験につきましては、従前は所定の年数について水道に関する技術上の実務経験を有することが求められておりましたが、所定の年数の半分以上の期間について水道に関する技術上の実務経験を有する場合には、下水道、道路等に関する技術上の実務経験についても当該年数への算入を可能とするよう見直されております。

条例改正の内容といたしましては、これらの政令の改正と同様の内容を定めるものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、令和8年4月1日といたしております。

次に、第74号議案、中間市災害派遣手当等の支給に関する条例について、提案理由を申し上げます。

本市につきましては、災害派遣手当の支給に関する条例を制定し、災害対策基本法に基づく職員の派遣を受けた場合に当該派遣職員に支給する災害派遣手当の額及び支給方法について規定しておりますところ、国におきましては、災害対策基本法のみならず武力攻撃事態等の場合などについても、職員の派遣について各別の法律に同様の規定を設けており、これに対応する必要が生じております。この条例は、かかる事情を踏まえ、本市における

派遣職員の取扱いについて現行の法令に則したものとするため、全面的な見直しを行うものでございます。

条例の内容といたしましては、派遣職員に対し本市が支給する災害派遣手当等について、その額を内閣総理大臣又は総務大臣が定める現行の基準に準じた額とするとともに、支給の方法を本市の一般職職員の例にすることとするものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日といたしております。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております条例改正14件に対する質疑は、11月28日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

### 日程第27. 第75号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第27、第75号議案、中間市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第75号議案、中間市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、提案理由を申し上げます。

令和6年6月12日に公布されました子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により子ども・子育て支援法の一部が改正され、全ての子どもの育ちを応援し良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらないかたちでの支援を強化することを目的とする、いわゆる「こども誰でも通園制度」が創設されました。この事業は、保育所等に通っていない生後6か月から満3歳未満の子どもを対象とし、その保護者の就労状況等を問わず月の利用上限の範囲で保育所等に通園できる新たな給付制度で、児童福祉法の規定により、その設備及び運営について、内閣府令に準じ、条例で基準を定めることが市町村に義務付けられております。

この条例は、係る児童福祉法の規定を受けて制定するものでございます。なお、民間の事業者が乳児等通園支援事業を行うに当たっては、児童福祉法の規定に基づき、市町村長の認可を得る必要がございますが、この条例は、当該認可の基準となるものでございます。

また、条例の施行日につきましては、事業者の認可に係る申請、審査等の手続きに要する期間を考慮し、速やかに施行するため、公布の日といたしております。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております第75号議案に対する質疑は、11月28日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

## **日程第28. 第76号議案**

### **○議長（中野 勝寛君）**

次に、日程第28、第76号議案、公の施設の指定管理者の指定について（中間市チャレンジショップ）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

### **○市長（福田 浩君）**

第76号議案、公の施設の指定管理者の指定について（中間市チャレンジショップ）について、提案理由を申し上げます。

中間市チャレンジショップは、本市の新規起業者への育成支援及び中心市街地のにぎわい創出を目的とする施設でございます。同施設につきましては、令和4年4月1日以降、指定管理者を指定せず、本市が直接管理運営を行っておりますが、設置目的の効果的な実現及び効率的な運営のために、民間のノウハウを活用することを目的として指定管理者による管理が望ましいと判断いたしましたことから、中間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、令和8年4月1日からの指定管理者の指定を行うものでございます。

指定管理者の候補者の選定につきまして、同条例第2条の規定に基づく公募を行いましたところ、2者から申請がございましたことから、指定管理者選定委員会において、施設の事業計画及び収支計画、当該事業者の経営状況、施設運営計画等の書類審査による第一次審査及びプレゼンテーションによる第二次審査を行い、これらの総合評価による審査の結果、NPO法人中間市地域活性化協議会を指定管理者の候補者として選定いたしております。

選定の理由といたしましては、同法人は、安定した経営を行うための財政基盤と実績があり、事業計画についても当該施設の基本理念など目的を十分に理解し、地域の住民にとって役立つ具体的な事業展開が期待できること、民間のノウハウを活かした事業展開など、出店者の起業育成支援、利用者サービスの向上及び地域のにぎわい創出への寄与が大いに期待できることが高い評価を得たことによるものでございます。

なお、指定管理の期間につきましては、当該施設の主な設置目的であります新規起業者育成支援に長期的な対応を要することを考慮し、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とするものでございます。

以上により、NPO法人中間市地域活性化協議会を中間市チャレンジショップの指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会

の議決を求めるものでございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております第76号議案に対する質疑は、11月28日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

### 日程第29. 第77号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第29、第77号議案、中間市行橋市競艇組合理約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第77号議案、中間市行橋市競艇組合理約の変更について、提案理由を申し上げます。

今回の規約変更は、中間市行橋市競艇組合の名称を中間市行橋市ボートレース組合に変更するものでございます。モーターボート競走の競技の呼称につきましては、以前は「競艇」に統一されておりましたが、子どもから大人まで容易にイメージでき、国際社会で通用する呼称にすることで競技のイメージアップを図るため、「BOAT RACE」と呼称することとなりました。これを受けて、全国のボートレース施行者の大半が名称を変更しており、同組合においても名称を変更することといたしました。

一部事務組合の名称に係る規約の変更につきましては、地方自治法第286条第2項の規定により構成団体の協議により決定し、福岡県知事に届出をしなければならないとされておりますが、この協議につきましては、同法第290条の規定により議会の議決を経なければならないとされておりますことから、議会の議決を求めるものでございます。

今回の規約変更につきましては、行橋市におきましても12月議会に議案を提案される予定でございまして、両市の議決をいただきましたら、令和8年4月1日から施行することといたしております。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております第77号議案に対する質疑は、11月28日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

### 日程第30. 第78号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第30、第78号議案、福岡県田川地区消防組合と中間市との間における消防通信指令事務の委託に関する規約の制定における協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

## ○市長（福田 浩君）

第78号議案、福岡県田川地区消防組合と中間市との間における消防通信指令事務の委託に関する規約の制定における協議について、提案理由を申し上げます。

総務省消防庁におきましては、多発する大規模災害や感染症等に的確に対応するとともに、持続可能なかたちで住民の安全・安心を確保するために、消防の広域化を進めております。これを受けて、本市におきましても対応を検討いたしましたところ、福岡県田川地区消防組合と本市とで消防通信指令業務を共同運用することにより、住民サービスの向上、人員の効率化及び指令施設の整備費用の大幅な縮減効果など、両消防本部において消防力の効率的な運用に高い効果が見込まれましたことから、令和8年4月1日の運用開始を目標として、令和5年12月に田川・中間消防通信指令業務の共同運用に関する基本協定を締結し、本年度に両消防本部におきまして指令施設の整備を実施しているところでございます。

共同運用に当たりましては、業務の範囲が消防通信指令業務に限られることから、事務の委託の方法によることといたしておりますところ、地方公共団体の組合に事務の委託を行うには、地方自治法第252条の14第1項及び同法第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定により規約を定め、同法252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により協議することにつきまして、議会の議決が必要となりますことから、議会の議決を求めるものでございます。

この規約におきましては、委託事務の範囲を本市が管轄する区域における災害の受信、出動指令、無線統制及び情報収集に関する事務並びにこれに必要な消防指令システム及び消防救急デジタル無線システムの整備に関する事務とすること、本市が委託費を負担し、同組合が同事務を受託し、これを実施すること、委託事務の管理及び執行の方法、連絡調整会議等委託事務の実施に関して必要な事項を定めることといたしております。

なお、受託団体であります福岡県田川地区消防組合におきましては、同組合の令和7年第4回定例会において本件の議案が上程される予定となっております。

また、規約の施行につきましては、規約の成立後、その効力を生じさせる前に、両消防本部において、事務的又は細目的な事項の内容について個別具体的に定める必要がありますことから、これらの準備が全て整い次第、施行することといたしております。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

## ○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております第78号議案に対する質疑は、11月28日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

---

### 日程第31. 会議録署名議員の指名

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第31、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において掛田るみ子議員及び下川俊秀議員を指名いたします。

---

○議長（中野 勝寛君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、本日は、これにて散会いたします。

午前11時13分散会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長            中   野   勝   寛

議 員            掛   田   る   み   子

議 員            下   川   俊   秀